

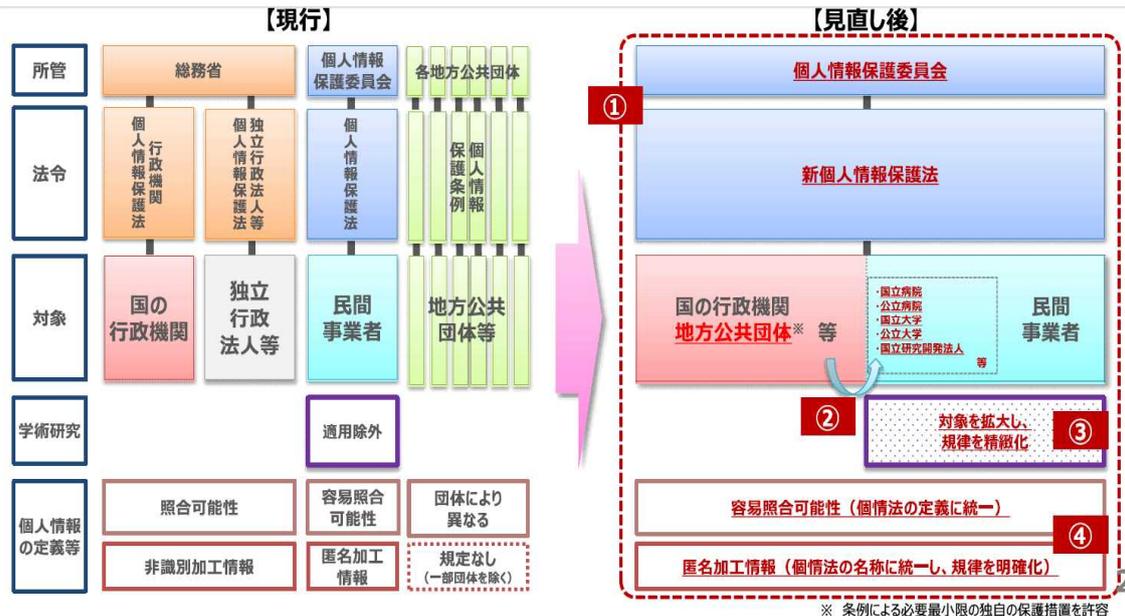
群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(案)の概要について

1 条例制定の経緯について

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合が求められることになりました。

それに伴い、個人情報の取扱いルールの一統化を目的に、デジタル改革関連法の一環としての「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」)第50条、51条による個人情報保護法の改正が行われることとなり、下記図のとおり、従前、国の行政機関や各地方公共団体等が各々定めていた個人情報保護関係法令は、民間事業者に係る個人情報の取扱いについて規定する個人情報保護法(以下「改正法」)に全て統合されます。

そのため、整備法第51条の施行日(令和5年4月1日)以降、本県の個人情報保護制度は改正法に規定する全国的な共通ルールにのっとり運用することとなるが、規定の一部については各地方公共団体の条例に委任されているため、当該委任規定等について定める群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下「条例施行」)を制定するものです。



<法改正による本県個人情報保護制度への影響>

- ① 現行の群馬県個人情報保護条例(以下「現行条例」)の廃止
- ② 法改正後は、改正法に則った個人情報の取扱いがなされる。
- ③ 改正法により 条例委任又は規定が許容された部分を施行条例で規定

2 条例案について

(1) 制定方針

改正法に反した個人情報の取扱いルールを施行条例内で規定することは認められないことから、改正法で条例委任又は定めることが許容されている事項について定めることとし、内容については、基本的に現行の本県個人情報保護制度にかかる手続き等を法に反しない範囲で継続するような形で定めるものです。

(2) 主な規定内容

① 個人情報保有事務登録簿

個人情報の保有状況について記載する登録簿の作成及び公表に係る規定を設けることが改正法で許容されていることから、現行条例同様、登録簿の作成及び公表に関する規定を定める。

② 開示請求等の手続

改正法に反しない限りで開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手続を定めることが許容されていることから、法改正後の開示請求書等に現行の開示請求書等の記載事項と同様の事項を記入いただくため、改正法で定める請求書の記載事項以外の事項を設ける旨を定める。

③ 開示請求の期限

現行条例と同様、開示請求があった日から14日以内（翌日起算）で開示決定を行う旨の規定を定める。

④ 開示請求に係る手数料

改正法により、開示請求の手数料に係る規定が条例委任されていることから、現行どおり、開示請求に係る手数料は無料とし、請求者には交付に係る費用を負担いただく旨及び特定個人情報に係る開示請求においては経済的困難など特別な理由がある場合に費用の減免ができる旨を定める。

⑤ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

改正法により、行政機関等匿名加工情報の提供制度に係る手数料規定が条例委任されているため、当該手数料について定める。

⑥ 審議会への諮問

改正法により、個人情報の取扱い等に係る審議会への諮問規定を定めることが許容されているため、群馬県個人情報保護審議会に対する諮問規定を定める。

(3) 施行日

令和5年4月1日